

鳥取県公報

平成28年7月5日(火) 第8813号

毎週火・金曜日発行

			人
\Diamond	告	示	生活保護法による介護機関の指定(466)(福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (467) (〃)・・・・・・・・・・・2
			都市計画事業の事業計画の変更の認可(468) (水・大気環境課)・・・・・・・・2
			保安林の指定予定(469)(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・3
			県道の区域の変更(470)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・3
			県道の供用の開始(471)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
			指定居宅サービス事業の廃止の届出(472)(中部総合事務所福祉保健局)・・・・・4
			指定居宅介護支援事業の廃止の届出(473)(〃)・・・・・・・・・・・・・4
			指定介護予防サービス事業の廃止の届出(474) (〃)・・・・・・・・・・・4
\Diamond	選管包	导示	参議院議員通常選挙における選挙分会の場所等(24)・・・・・・・・・・・5
\Diamond	合同道	隆管	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所(15)・・・5
	告	示	
\Diamond	参議隊	_	参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所(1)・・・5
	例代表		
	出議員		
	学選		
	会長智		
\Diamond	公	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課)・・・・・・・5
\Diamond	雑一	報	行政書士試験の実施(政策法務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	正	誤	平成28年6月22日付鳥取県公報号外第61号中訂正・・・・・・・・・・・・・8

示

鳥取県告示第466号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援 法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、介護機関を指定したので、 生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定によ り次のとおり告示する。

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の	介護予防事業所の	介護予防事業所の	介護予防事業	指定年月日
1 17	所在地	名称	所在地	の種類	1日 化 十 月 日
株式会社ハ	米子市目久美町	ハピネのやわらぎ	鳥取市興南町83	介護予防小規	平成28年5月
ピネライフケ	34-12	興南		模多機能型居	1 目
ア鳥取				宅介護	

鳥取県告示第467号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規 定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者の主たる事務所の所在地及び介護予防事業者の主たる事務所の所 在地、並びに居宅介護事業所の名称、所在地及び介護予防事業所の名称、所在地を変更した旨の届出があったの で、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定 により次のとおり告示する。

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の	居宅介護事業	居宅介護事業所の	居宅介護事業の種	変更年月日
47	所在地	所の名称	所在地	類	发 发千万 口
株式会社ジ	鳥取市行徳一丁	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁目	通所介護	平成23年4月
ー・エム・シー	目162		162		25日
社会福祉法人	倉吉市福庭町一	共生ホームこ	倉吉市堺町二丁目	,,	平成24年4月
和	丁目365-2	ころ	239-87	"	1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の種 類	変更年月日
株式会社ジ	鳥取市行徳一丁	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁目	介護予防通所介護	平成23年4月
ー・エム・シー	目162		162		25日
社会福祉法人	倉吉市福庭町一	共生ホームこ	倉吉市堺町二丁目	"	平成24年4月
和	丁目365-2	ころ	239-87	"	1 目

鳥取県告示第468号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道 (河原処理区)

3 事業施行期間

平成2年11月30日から平成35年3月31日まで

(変更前 平成2年11月30日から平成20年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

鳥取市河原町布袋字畑ケ中並びに河原町布袋字五反田、字北土居、字堂光寺、字東屋敷、字野々元及び 字町頭の各一部並びに河原町西円通寺字畑ヶ中の一部並びに河原町長瀬字町屋敷、字岡及び字蓮田の各一 部並びに河原町曳田字地蔵畑、字原及び字権現上の各一部

鳥取県告示第469号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

.....

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市岩坪字奥椀谷ノ上1133、字寺ノ谷原1151、1151の3

2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成28年7月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

政 始 友	日		敷地の幅員	敷地の延長
路線名	区間	前後別	(メートル)	(メートル)
網代港岩美	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐 617-11 地先から同大	変更前	8.8~26.2	167. 0
停車場線	字字内池田 645-15 地先まで		15.9~26.2	167. 0

鳥取県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成28年7月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
網代港岩美停	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐617-11地先から同大字字内池田	平成28年7月5日
車場線	645-15地先まで	

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社加藤	加藤調剤薬局	倉吉市山根531	平成28年6月27	平成28年6月1	居宅療養管理
調剤薬局		-4	日	日	指導

鳥取県告示第473号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅 介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 倉吉	倉吉市東厳城町120 -1	平成28年6月29日	平成28年7月28日

鳥取県告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成28年7月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称	指定に係る事業	指定に係る事業	見山左耳口	南山左月日	サービスの種
又は氏名	所の名称	所の所在地	届出年月日	廃止年月日	類

有限会社加藤	加藤調剤薬局	倉吉市山根531	平成28年6月27	平成28年6月1	介護予防居宅
調剤薬局		-4	日	日	療養管理指導

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

平成28年7月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会
 - 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 (1) 場 所
 - (2) 日 時 平成28年7月12日 午後2時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成28年7月12日 午後2時30分

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第15号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のと おり定める。

平成28年7月5日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長津田 美 和

日時 平成28年7月13日 午後1時

場所 島根県松江市殿町1 島根県庁

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立 会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25 年法律第100号) 第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成28年7月5日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 相 見 愼

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成28年7月7日 午後5時20分

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び 空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以 下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講 対象者
	平成28年8月8日	倉吉市清谷町一丁目10	浜村、倉吉及び八橋の各警
初心者講習	午前10時00分から	鳥取県倉吉警察署	察署の管内に居住する者
	午後3時30分まで		
	平成28年8月3日	米子市上福原1266-4	八橋、米子、境港及び黒坂
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県米子警察署	の各警察署の管内に居住す
	午後4時30分まで		る者
	平成28年8月24日	鳥取市東町一丁目271	鳥取、郡家及び智頭の各警
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県庁第二庁舎4階	察署の管内に居住する者
	午後4時30分まで	第28会議室	

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成28年度鳥取県行政書 士試験を次のとおり実施する。

平成28年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験の日時

平成28年11月13日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験((1)は択一式及び記述式、(2)は択一式)により行う。 なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び 地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年 4月1日現在施行されているものに関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題) 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 提出書類

受験願書一式

- イ 提出先及び提出方法
 - 一般財団法人行政書士試験研究センター

試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成28年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

なお、平成28年9月2日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

工 受験手数料

7,000円(納付方法については、試験案内を参照すること。)

- (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) からインター ネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成28年8月1日(月)午前9時から同月30日(火)午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないも のは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること(受付期間 の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。)。

- ウ 受験手数料及び納付方法
 - (ア) 受験手数料 7,000円
 - (イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード (VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプ レス及びDinersに限る。) による決済又はコンビニエンスストア(セブンーイレブン、ローソン、 ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザ キデイリーストア及びスリーエフに限る。)での払込みによる(払い込まれた受験手数料は、原則として 返還しない。)。

- 5 問合せ先
 - 一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対しては、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特 例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成29年1月31日(火)午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲 示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) に合格者の受 験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きし て、イの請求先まで郵便で請求すること(平成28年8月26日(金)必着のこと。)。

- ア 配布期間 平成28年8月1日(月)から同月26日(金)まで
- イ 請求先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
 - 一般財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成28年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間(土曜日、日曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に配布する。

配っ	配布時間		
鳥取県元気づくり総本部県民課	鳥取県元気づくり総本部県民課 鳥取市東町一丁目220		
	鳥取県庁本庁舎内	午後5時15分まで	
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町 2	11	
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市糀町一丁目160	11	
鳥取県西部総合事務所日野振興セ	日野郡日野町根雨140-1	11	
ンター日野振興局		"	
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159	午前9時から	
	久本ビル 5階	午後5時まで	

正

平成28年6月22日付鳥取県公報号外第61号の鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第14号 (参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額) 中次の箇所に誤 りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から1

誤 37,634,500

正 37,634,400